

(2面から)

らが被告人と会った平成29年6月23日時点では、すでにほぼ現場の基礎工事は終了しており(同年7月1日から躯体工事開始)、契約獲得をできるような状況にはなかった。



ダイセイ(株) 湖東工場

湖東協組の運営会議の内容を全く知らなかったことを意味する。すなわち、被告人は、湖東協組やチェリオの現場の状況は全く知らなかったため、被告人と湖東協組理事らとの意思疎通などは認められないのである。

原告は、「共謀の成立には必ずしも外形的な行為や明示の意思疎通が必要なく、特定の犯罪を遂行することについて被告人と実行行為者との間に明示又は黙示の意思疎通があり、かつ、被告人と実行行為者の地位や立場関係、被告人の地位や立場犯行の態様、目的等の事情を考慮することにより、被告人が実行行為者を通じて自らの犯罪を実行したものと評価できる」と主張している。

また、被告人は、共同正犯として責任を負うべきものと解される」と判断する(原判決19頁)。

しかし、仮に、被告人がチェリオ二期工事の現場でコンプラ活動が行われていたことまでは認識していたとしても、いかなるコンプラ活動が行われていたかまでは認識するはずもない。なぜなら、上記のとおり、執行委員会ではそこまで報告されていないからである。また、北川の藤田商事における具体的発言などを被告人が知るよしもない。

原告は、木下証言を元にアウト対策の目的の1つがアウト社の受注している契約を関生支部と連携している協組に変更させることであると認定するが、木下は、アウトをインに入れることもアウト対策の目的と証言している。もとより、木下の認識と被告人の認識が完全に同じではないし、仮に木下の認識と被告人の認識が一致していたとしても、上述のとおり、木下は契約獲得とともに、アウトをインに入れる(すなわちダイセイを湖東協組に加盟させる)ことも目的としていたのであるから、被告人が確定的に契約獲得の意図を持ってコンプラ活動についての共謀を行っていたことは、原判決を破棄しなげれば著しく正義に反する。

最高裁判所が労働者の視点に立つて原判決を破棄しなければ、日本の労働運動はさらに衰退し、労働者の団結権がないがしろにされる時代が続くことになろう。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

が被告人と会った平成29年6月23日時点では、すでにほぼ現場の基礎工事は終了しており(同年7月1日から躯体工事開始)、契約獲得をできるような状況にはなかった。なぜなら、湖東協組としては、生コンの瑕疵担保責任の関係から、アウト業者であるダイセイが供給した生コンに続けて、湖東協組が生コンを供給することはできないからである。検査官が描いたストーリーとは異なる場合、時期を北川らが証言した事実だけを見ても、そのストーリーは破綻しているといわざるをえず、北川らの証言には信用性は認められない。共謀のストーリーも破綻しているといわざるをえず。

さらに、同年6月23日に湖東協組の副理事長と理事から契約獲得の話がされたこと自体が、近江アサノ代表者である金子の証言及び客観的証拠と完全に矛盾している。すなわち、上記4の八日市ロイヤルホテルの合合には、金子のほか、朝夷、北川及び奥も参加していたところ、金子は、品質や瑕疵担保責任の問題から、協同組合とアウト業者とで同じ現場に生コンを共納することは出来ないと考えており、そのため、同日以降、金子が藤田商事に営業のため

結局のところ、金子のみならず、朝夷も北川も、同年6月23日より前の同年4月18日の時点で、チェリオの現場に湖東協組(すなわち近江アサノコンクリート)の生コンを納入することは出来ず、「既に決着済み案件」という認識だったのである。したがって、同年6月23日時点で、朝夷も北川も、被告人にチェリオの現場に湖東協組の生コン納入を依頼することはあり得ない。仮にこの時点で被告人が朝夷らの依頼を承諾したというのであれば、逆にそれは、被告人が八日市ロイヤルホテルでの合合や

原告は、「共謀の成立には必ずしも外形的な行為や明示の意思疎通が必要なく、特定の犯罪を遂行することについて被告人と実行行為者との間に明示又は黙示の意思疎通があり、かつ、被告人と実行行為者の地位や立場関係、被告人の地位や立場犯行の態様、目的等の事情を考慮することにより、被告人が実行行為者を通じて自らの犯罪を実行したものと評価できる」と主張している。

また、被告人は、共同正犯として責任を負うべきものと解される」と判断する(原判決19頁)。

しかし、仮に、被告人がチェリオ二期工事の現場でコンプラ活動が行われていたことまでは認識していたとしても、いかなるコンプラ活動が行われていたかまでは認識するはずもない。なぜなら、上記のとおり、執行委員会ではそこまで報告されていないからである。また、北川の藤田商事における具体的発言などを被告人が知るよしもない。

原告は、木下証言を元にアウト対策の目的の1つがアウト社の受注している契約を関生支部と連携している協組に変更させることであると認定するが、木下は、アウトをインに入れることもアウト対策の目的と証言している。もとより、木下の認識と被告人の認識が完全に同じではないし、仮に木下の認識と被告人の認識が一致していたとしても、上述のとおり、木下は契約獲得とともに、アウトをインに入れる(すなわちダイセイを湖東協組に加盟させる)ことも目的としていたのであるから、被告人が確定的に契約獲得の意図を持ってコンプラ活動についての共謀を行っていたことは、原判決を破棄しなげれば著しく正義に反する。

最高裁判所が労働者の視点に立つて原判決を破棄しなければ、日本の労働運動はさらに衰退し、労働者の団結権がないがしろにされる時代が続くことになろう。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

(2) 原判決「共謀について」

原告は、「共謀の成立には必ずしも外形的な行為や明示の意思疎通が必要なく、特定の犯罪を遂行することについて被告人と実行行為者との間に明示又は黙示の意思疎通があり、かつ、被告人と実行行為者の地位や立場関係、被告人の地位や立場犯行の態様、目的等の事情を考慮することにより、被告人が実行行為者を通じて自らの犯罪を実行したものと評価できる」と主張している。

また、被告人は、共同正犯として責任を負うべきものと解される」と判断する(原判決19頁)。

しかし、仮に、被告人がチェリオ二期工事の現場でコンプラ活動が行われていたことまでは認識していたとしても、いかなるコンプラ活動が行われていたかまでは認識するはずもない。なぜなら、上記のとおり、執行委員会ではそこまで報告されていないからである。また、北川の藤田商事における具体的発言などを被告人が知るよしもない。

原告は、木下証言を元にアウト対策の目的の1つがアウト社の受注している契約を関生支部と連携している協組に変更させることであると認定するが、木下は、アウトをインに入れることもアウト対策の目的と証言している。もとより、木下の認識と被告人の認識が完全に同じではないし、仮に木下の認識と被告人の認識が一致していたとしても、上述のとおり、木下は契約獲得とともに、アウトをインに入れる(すなわちダイセイを湖東協組に加盟させる)ことも目的としていたのであるから、被告人が確定的に契約獲得の意図を持ってコンプラ活動についての共謀を行っていたことは、原判決を破棄しなげれば著しく正義に反する。

最高裁判所が労働者の視点に立つて原判決を破棄しなければ、日本の労働運動はさらに衰退し、労働者の団結権がないがしろにされる時代が続くことになろう。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

第4 結語

被告人が執行委員長をしていた関生支部は、産業別労働組合として、生コン産業に従事するすべての労働者の賃金等労働条件の改善を図るとともに、「練り屋」とさげすまされた生コン産業の社会的地位の向上などをめざし、これまで創意工夫を凝らした先進的な労働運動を推進してきた。

原告は、関生支部の弱体化と労働組合活動に対する萎縮的効果を招き、憲法28条の労働基本権保障を著しく棄損するものである。

最高裁判所が労働者の視点に立つて原判決を破棄しなければ、日本の労働運動はさらに衰退し、労働者の団結権がないがしろにされる時代が続くことになろう。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

行ってきた表現「石を投じる和解成立」

YouTube「アシタノタイ」裁判

YouTube内で発信された内容で名誉を傷つけられたとして、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)前委員長の武建氏が、運営元の株式会社ロックオン(澤田智弘・代表取締役)に対して起こした訴訟は2月22日、大阪地方裁判所で和解が成立した。

2020(令和2)年、ロックオン社は運営するYouTubeチャンネル「アシタノタイ」で、「メディアが報道しない関生コン事件」とその後について漫画にしてきた」とのタイ

武氏の容姿を、金色のネックレスに胸元のはだけた紫色のワイシャツを着用と著しく下劣に描き、これを「個人の社会的評価を低下させ、名誉を傷つけた」と武氏側が訴えていた。

和解条項によると①被告は、令和2年12月頃から令和4年5月頃までの期間に、被告の運営するYouTubeチャンネル「アシタノタイ」内において、原告のこれまでの活動について投稿した動画(以下、「本件動画」という)につき、原告が私利私欲のために労働組合法を悪用し、違法活動を主たる

活動として私腹を肥やしている」と誤解されるような表現があり、それにより原告の社会的評価を低下させかねなかったこと、遺憾の意を表する。②原告と被告は、今後、どのような方法によっても本件動画を閲覧できない状態に被告がしておくことを確認する、などが双方で確認合意された。

表現の自由は尊重されるべきものではあるが、事実に基づかない発信や、行き過ぎた表現に対して注意喚起を促す意味でも、今回の和解成立は「石を投じるもの」となった。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

湖東生コン協同組合(滋賀県東近江市)



湖東生コン協同組合(滋賀県東近江市)

湖東協組の運営会議の内容を全く知らなかったことを意味する。すなわち、被告人は、湖東協組やチェリオの現場の状況は全く知らなかったため、被告人と湖東協組理事らとの意思疎通などは認められないのである。

原告は、「共謀の成立には必ずしも外形的な行為や明示の意思疎通が必要なく、特定の犯罪を遂行することについて被告人と実行行為者との間に明示又は黙示の意思疎通があり、かつ、被告人と実行行為者の地位や立場関係、被告人の地位や立場犯行の態様、目的等の事情を考慮することにより、被告人が実行行為者を通じて自らの犯罪を実行したものと評価できる」と主張している。

また、被告人は、共同正犯として責任を負うべきものと解される」と判断する(原判決19頁)。

しかし、仮に、被告人がチェリオ二期工事の現場でコンプラ活動が行われていたことまでは認識していたとしても、いかなるコンプラ活動が行われていたかまでは認識するはずもない。なぜなら、上記のとおり、執行委員会ではそこまで報告されていないからである。また、北川の藤田商事における具体的発言などを被告人が知るよしもない。

原告は、木下証言を元にアウト対策の目的の1つがアウト社の受注している契約を関生支部と連携している協組に変更させることであると認定するが、木下は、アウトをインに入れることもアウト対策の目的と証言している。もとより、木下の認識と被告人の認識が完全に同じではないし、仮に木下の認識と被告人の認識が一致していたとしても、上述のとおり、木下は契約獲得とともに、アウトをインに入れる(すなわちダイセイを湖東協組に加盟させる)ことも目的としていたのであるから、被告人が確定的に契約獲得の意図を持ってコンプラ活動についての共謀を行っていたことは、原判決を破棄しなげれば著しく正義に反する。

最高裁判所が労働者の視点に立つて原判決を破棄しなければ、日本の労働運動はさらに衰退し、労働者の団結権がないがしろにされる時代が続くことになろう。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。以上